

税目	内容	細目	適用時期									
個人所得課税 (所得税・住民税)	<p>I. 物価上昇局面における基礎控除等の対応</p> <p>【国税】</p> <p>1. 基礎控除の引き上げ (大綱P32)</p> <p>基礎控除につき、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げるものとし、その結果、基礎控除の額を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,350万円以下</td> <td>62万円</td> </tr> <tr> <td>2,350万円超 2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の改正及び下記4の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還の支払者から還付等をするための措置を講ずる。</p> <p>2. 給与所得控除の引き上げ (大綱P32)</p> <p>① 紙与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。</p> <p>② 上記①の見直しに伴い、紙与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。</p> <p>(注)②の給与所得の源泉徴収税額表及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等につき適用する。</p> <p>3. 上記1及び2の見直しに伴う所要の措置 (大綱P33)</p> <p>(1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 現行の58万円以下を、62万円以下に引き上げる。</p> <p>(2) ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 現行の58万円以下を、62万円以下に引き上げる。</p> <p>(3) 勤労学生の合計所得金額要件 現行の85万円以下を、89万円以下に引き上げる。</p> <p>(4) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 必要経費に算入する金額の最低保障額を現行の65万円から69万円に引き上げる。</p> <p>4. 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例 (大綱P33)</p> <p>(1) 居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあっては132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。</p> <p>① 令和8年分及び令和9年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (イ) 居住者のその年分の合計所得金額が489万円以下の場合 → 42万円 (ロ) 居住者のその年分の合計所得金額が489万円超の場合 → 5万円</p> <p>② 令和10年分以後の各年分37万円</p> <p>(2) 上記(1)の見直しに伴う措置 公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。</p> <p>5. 給与所得控除の最低保障額の特例の創設 (大綱P33～34)</p> <p>(1) 令和8年及び令和9年における給与所得控除 最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。 ※本特例は、年末調整において適用できることとする。</p> <p>(2) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>6. ひとり親控除 (大綱P34) 控除額を38万円（現行:35万円）に引き上げる。また、この見直しに伴い所要の措置を講ずる。</p> <p>【地方税】 (大綱P34)</p> <p>1. 紙与所得控除について65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。</p> <p>2. 令和9年度分及び令和10年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額につき、上記1に加え、5万円引き上げる。</p>	合計所得金額	基礎控除の額	2,350万円以下	62万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	<p>◆資料P7～9 ※令和8年分以後の所得税から適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等から適用する。</p> <p>※令和8年分以後の所得税から適用する。</p> <p>※左記(2)は令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等から適用する。</p> <p>※令和9年分以後の所得税から適用する。</p>
合計所得金額	基礎控除の額											
2,350万円以下	62万円											
2,350万円超 2,400万円以下	48万円											
2,400万円超 2,450万円以下	32万円											
2,450万円超 2,500万円以下	16万円											

税目	内容	細目	適用時期																																							
個人所得課税 (所得税・住民税)	対応 (物価上昇局面における基礎控除等の 続)	<p>3. 所得税における1から5までの見直しに伴う所要の措置（大綱P34）</p> <p>(1) 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件 現行58万円以下を62万円以下に引き上げる。</p> <p>(2) ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件 現行58万円以下を62万円以下に引き上げる。</p> <p>(3) 勤労学生の前年の合計所得金額要件 現行85万円以下を89万円以下に引き上げる。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>4. ひとり親控除の見直し（大綱P34）</p> <p>(1) 控除額の引き上げ 現行30万円を33万円に引き上げる。</p> <p>(2) 上記(1)の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。</p>	※令和9年度分以後の個人住民税から適用する。 ◆資料P28~29 ※令和10年度分以後の個人住民税から適用する。																																							
II 住宅・土地税制	【国税】 1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（大綱P34~38） 適用期限（令和7年12月31日）を令和12年12月31日まで5年延長とともに、次の措置を講ずる。 (1) 住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間 住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。	<p>① 認定住宅等の新築等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td rowspan="2">令和8年～令和12年</td> <td>4,500万円</td> <td rowspan="3">0.7%</td> <td rowspan="3">13年</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>令和8年・令和9年</td> <td>2,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、「認定住宅等の新築等」とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう（以下同じ）。</p> <p>(注2) 上記(注1)の「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう（以下同じ）。</p> <p>(注3) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は2,000万円と、控除率は0.7%と、控除期間は13年とする。</p> <p>② 認定住宅等である既存住宅の取得の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td rowspan="2">令和8年～令和12年</td> <td rowspan="2">3,500万円</td> <td rowspan="2">0.7%</td> <td rowspan="2">13年</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td></td> <td>2,000万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ①及び②以外の住宅の取得等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年～令和12年</td> <td>4,500万円</td> <td>0.7%</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 「①及②以外の住宅の取得等」とは、買取再販住宅の取得、既存住宅の取得又は住宅の増改築等をいう。</p> <p>(注2) 「買取再販住宅」とは既存住宅のうち宅地建物取引業者より一定の増改築等が行われたものをいう。</p> <p>(注3) 「①及び②以外の住宅の取得等」には、令和9年12月31日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のものの新築等であって令和10年から令和12年までの間に居住の用に供したものと含む。</p>	住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間	認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円	住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間	認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅		2,000万円			居住年	借入限度額	控除率	控除期間	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	10年	◆資料P13
住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																						
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年																																						
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円																																								
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円																																								
住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																						
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年																																						
ZEH水準省エネ住宅																																										
省エネ基準適合住宅		2,000万円																																								
居住年	借入限度額	控除率	控除期間																																							
令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	10年																																							

税目	内容	細目	適用時期																							
個人所得課税 (所得税・住民税)	II. 住宅・土地税制（続）	<p>(2) 特例対象個人が認定住宅等の取得をした場合の住宅借入金等の限度額 特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合(下記(3)の適用を受ける場合を除く。)の住宅借入金等の年末残高の限度額を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。</p> <p>※「特例対象個人」とは、個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう（以下同じ）。</p> <p>① 認定住宅等の新築等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td rowspan="2">令和8年～令和12年</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>令和8年・令和9年</td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円とする。</p> <p>② 認定住宅等である既存住宅の取得の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>居住年</th> <th>借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td rowspan="2">令和8年～令和12年</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 床面積が40m²以上50m²未満である居住用家屋について 個人が取得等をした床面積が40m²以上50m²未満である居住用家屋についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については適用しない。</p> <p>(4) その他</p> <p>① 令和10年1月1日以後に建築確認を受ける居住用家屋(登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除く。)又は建築確認を受けない居住用家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のもののうち、一定のZEH水準省エネ基準を満たさないものの新築又は当該居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得については本特例は適用できないこととする。</p> <p>② 個人が災害危険区域等内において、居住用家屋の新築(従前家屋(当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。)の建替えによる居住用家屋の新築を除く。)又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その居住用家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。</p> <p>(注1) 「災害危険区域等」とは、災害危険区域(※)、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう（以下同じ）。</p> <p>※一定の居住用家屋が建築された場合における当該災害危険区域に限る。</p> <p>(注2) 上記(注1)の「一定の居住用家屋が建築された場合」とは、一定の住宅建設を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで居住用家屋が建築された一定の場合をいう。</p> <p>③ いわゆる気候風土適応住宅を本特例の対象に追加する。</p> <p>④ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の特例</p> <p>(1) 適用期限の延長</p> <p>(2) 借入限度額、控除率及び控除期間など</p> <p>} 【詳細は省略】</p>	住宅の区分	居住年	借入限度額	認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	3,000万円	住宅の区分	居住年	借入限度額	認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	ZEH水準省エネ住宅	3,000万円	省エネ基準適合住宅			※左記(3)及び(4)③改正は住宅の取得等をして令和8年1月1日以後に居住の用に供した場合につき適用	大綱P 38～40
住宅の区分	居住年	借入限度額																								
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円																								
ZEH水準省エネ住宅		4,500万円																								
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	3,000万円																								
住宅の区分	居住年	借入限度額																								
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円																								
ZEH水準省エネ住宅		3,000万円																								
省エネ基準適合住宅																										

税目	内容	細目	適用時期
個人所得課税 (所得税・住民税)	II. 住宅・土地税制 (続)	<p>3. 優良住宅地造成等の土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる土地の譲渡の見直し（追加・除外）、適用要件（建築費単価上限額）見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>4. 短期所有土地の譲渡等をした場合の事業所得等の課税の特例（大綱P41） 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用除外措置の対象である優良な住宅の供給に寄与するものとして新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の譲渡におけるその建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を現行100万円/3.3m²を160万円/3.3m²に引き上げた上、適用停止措置の期限を3年延長する。</p> <p>5. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（大綱P44） 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除の適用期限を3年延長する。</p> <p>6. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等（大綱P44） 適用期限を2年延長する。</p> <p>7. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（大綱P44） 適用期限を3年延長するとともに、標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。</p> <p>8. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（大綱P44） 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を3年延長するとともに、次の見直しを行う。 ① 改修工事をした居住の用に供する家屋でその床面積が40m²以上50m²未満であるものについても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下であることを要件とする。 ② 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。</p> <p>9. 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除（大綱P44～45） 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。 ① 適用期限を3年延長する。 ② 標準的な費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。 ③ 個人が災害危険区域等内において、認定住宅等の新築（従前家屋（当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。）の建替えによる認定住宅等の新築を除く。）又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その認定住宅等を令和10年1月1日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該認定住宅等に係る建築確認を受けた時において、当該認定住宅等の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>10. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>11. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等（大綱P45） 買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>大綱P40～41</p> <p>※左記7～9の標準的な工事費用について は7は令和9年1月1日以後に行う工事に、8及び9は令和9年1月1日以後に居住の用に供する場合に適用する。</p> <p>大綱P45</p> <p>※令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産につき適用する。</p> <p>※令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産につき適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人所得課税 (所得税・住民税)	II. 住宅・土地税制 (続)	<p>【地方税】</p> <p>1. 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（大綱P46）</p> <p>令和8年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額する。また、この措置による令和9年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p>	◎9.75万円は改正前と変更なし
	III. 金融・証券税制	<p>1. NISA制度の見直し（大綱P48～52）</p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する。</p> <p>② 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置を講ずる。</p> <p>イ. 上記①の改正にあわせ、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設けられることとともに、特定非課税管理勘定は未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととする。</p> <p>※「未成年者特定累積投資勘定」とは、特定累積投資勘定のうち、令和9年以後の各年（居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）に設けられるものをいう。</p> <p>ロ. 未成年者特定累積投資勘定には、特定累積投資勘定に受け入れができる公募等株式投資信託の受益権のうち所定のもののみを受け入れることとする。</p> <p>※未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間の取得対価の額の合計額が60万円を超えないもので、当該未成年者特定累積投資勘定に受け入れる受益権の購入代価の合計額が600万円を超える場合における、その超える受益権を除く。</p> <p>ハ. その他、所要の措置を講ずる。</p> <p>③ 特定累積投資勘定に受け入れができる公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権について、所要の措置を講ずる。</p> <p>④ 非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置を廃止する。</p> <p>2. 暗号資産に係る課税方法の見直し（大綱P52～53）</p> <p>(1) 特定暗号資産の分離課税措置</p> <p>居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税する。</p> <p>(2) 暗号資産取引業を行う者の報告書提出義務</p> <p>暗号資産取引業を行う者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、その取引に係る特定暗号資産の名称その他の事項を記載した報告書を、その取引があった日の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととする。</p> <p>(3) 特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除</p> <p>特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。</p> <p>(4) 特定暗号資産デリバティブ取引</p> <p>先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、暗号資産デリバティブ取引（特定暗号資産に係るものに限る。以下「特定暗号資産デリバティブ取引」という。）に係る雑所得等を加える。</p>	<p>◆資料 P15</p> <p>※左記(1)及び(3)改正は金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年1月1日（以下「適用開始日」という。）以後に行う特定暗号資産の譲渡等につき適用する。また、左記(4)の改正は適用開始日以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済につき適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人所得課税 (所得税・住民税)	III. 金融・ 証券税制 (続)	<p>(5) 総合課税の譲渡所得の基となる暗号資産の取扱い 　　総合課税の譲渡所得の基となる暗号資産につき、次の措置を講ずる。</p> <p>① 当該暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しないこととする。</p> <p>② 当該暗号資産については、5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上、2分の1とする措置を適用しないこととする。</p> <p>③ 当該暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととする。</p> <p>3. 同族会社の役員等が特定法人の発行した社債利子を受領した場合の課税措置 　　同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人(以下「特定法人」という。)が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を、総合課税の対象とする。 　　また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。 (注)「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。</p> <p>4. 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例(大綱P54) 　　本特例の適用期限を1年延長するとともに、漁業協同組合等が取り扱う組込型共済契約に係る共済掛金が介護医療保険料控除の対象であることを明確化する。</p>	大綱P54 ※令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金につき適用
	IV. 租税特別措置等	<p>1. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し(大綱P55) 　　特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が1億6,500万円(現行:3億3,000万円)を超えるものとするとともに、税率を30%(現行:22.5%)に引き上げる。</p> <p>2. 青色申告特別控除制度の見直し(大綱P55~56) 　　青色申告特別控除について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 控除額の引き上げ ① 55万円の青色申告特別控除について 　　その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと適用要件に加えた上、控除額を65万円に引き上げる。</p> <p>② 65万円の青色申告特別控除について 　　対象者を上記①の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること(次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。)との要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げる。 イ. 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合 ロ. 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録(特定電磁的記録に限る。)のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合</p> <p>③ 10万円の青色申告特別控除について 　　対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外する。 イ. その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合 　　その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が1千万円を超えるもの ロ. その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合 　　その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が1千万円を超えるもの</p>	◆資料P17~18 ※令和9年分以後の所得税から適用する。 ※令和9年分以後の所得税から適用する。

税目	内容	細目	適用時期																				
個人所得課税 (所得税・住民税)	V. その他	<p>【国税】</p> <p>1. 通勤手当の非課税限度額の引き上げ（大綱P58）</p> <p>(1) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受け る通勤手当について、次の措置を講ずる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> <tr> <th>通勤距離の区分</th> <th>非課税限度額</th> <th>通勤距離の区分</th> <th>非課税限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">片道 55Km 以上</td> <td rowspan="5">38,700 円</td> <td>片道 55 以上 65Km 未満</td> <td>38,700 円</td> </tr> <tr> <td>片道 65Km 以上 75Km 未満</td> <td>45,700 円</td> </tr> <tr> <td>片道 75Km 以上 85Km 未満</td> <td>52,700 円</td> </tr> <tr> <td>片道 85Km 以上 95Km 未満</td> <td>59,600 円</td> </tr> <tr> <td>片道 95Km 以上</td> <td>66,400 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の 1 月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に 1 月当たりの当該駐車場等の料金相当額（5,000 円を上限とする。）を加算した金額とする。</p> <p>2. 公的年金等に係る雑所得の見直し（大綱P59）</p> <p>給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。</p> <p>3. 記載事項を記載した明細書の添付措置対象の拡大（大綱P59～60）</p> <p>小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。</p> <p>4. 食事の支給に係る経済的利益の非課税額の引上げ（大綱P60）</p> <p>使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を現行の月額 3,500 円から月額7,500円に引き上げる。</p> <p>5. 深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭の非課税額の引上げ</p> <p>使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる 1 回の支給額を現行の 300 円から650 円以下に引き上げる。</p> <p>【地方税】</p> <p>1. ふるさと納税の見直し（大綱P62）</p> <p>個人住民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除（以下「ふるさと納税」という。）について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 控除限度額</p> <p>特例控除額の控除限度額を個人住民税所得割額の 2 割と次の金額とのい ずれか低い金額（現行：個人住民税所得割額の 2 割）とする。</p> <p>① 道府県民税 772,000 円（指定都市に住所を有する者は 386,000 円） ② 市町村民税 1,158,000 円（指定都市に住所を有する者は 1,544,000 円）</p> <p>(2) 総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として、次の基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準を加える。</p> <p>① 都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附金活用可能額」（仮称）という。）が当該寄附金の合計額の60%（注）に相当する金額以上であること ② 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること</p>	現行	改正案	通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額	片道 55Km 以上	38,700 円	片道 55 以上 65Km 未満	38,700 円	片道 65Km 以上 75Km 未満	45,700 円	片道 75Km 以上 85Km 未満	52,700 円	片道 85Km 以上 95Km 未満	59,600 円	片道 95Km 以上	66,400 円	※令和 9 年分 以後の所得税 から適用する。	※令和 8 年分 以後の確定申 告書を令和 9 年 1 月 1 日以 後に提出する 場合について 適用する。	大綱 P 60
現行	改正案																						
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額																				
片道 55Km 以上	38,700 円	片道 55 以上 65Km 未満	38,700 円																				
		片道 65Km 以上 75Km 未満	45,700 円																				
		片道 75Km 以上 85Km 未満	52,700 円																				
		片道 85Km 以上 95Km 未満	59,600 円																				
		片道 95Km 以上	66,400 円																				

税目	内容	細目	適用時期
個人所得課税 (所得税・住民税)	V. その他 (続)	<p>(注) 前頁の割合(60%)については令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間にわたり所要の経過措置を講ずる。(詳細省略)</p> <p>(3) その他 総務大臣は、指定の取消しを受けた都道府県等について、3年以内の期間(現行:2年間)を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならないこととするなど所要の措置を講ずる。</p>	
資産課税	I. 贈与税の見直し	<p>1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(大綱P65) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。 ☆令和8年3月31日までに実行すれば適用が受けられます。年明けから信託銀行が混雑することが予想されるので早めの対応がお勧めです。</p>	
	II. 租税特別措置等	<p>1. 個人版事業承継税制(大綱P65) 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限(※)を2年6月延長する。 ※改正前: 令和8年3月31日 → 改正後: 令和10年9月30日</p> <p>2. 法人版事業承継税制(特例措置)(大綱P65~66) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置について、特例承継計画の提出期限(※)を1年6月延長する。 ※改正前: 令和8年3月31日 → 改正後: 令和9年9月30日</p> <p>3. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等(大綱P66) 医療法人の移行計画の認定要件の所定の見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人については引き続き本制度を適用することとし、適用期限を3年延長する。</p> <p>4. 土地所有権移転登記に関する登録免許制の軽減措置(大綱P66) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>5. 新築住宅又は新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置等 新築住宅又は新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置等について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。</p> <p>① 床面積要件の上限を240m²以下(現行:280m²以下)とする。</p> <p>② 床面積要件の下限を40m²以上(現行:50m²以上)とする。ただし、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を50m²以上に据え置くこととする。</p> <p>③ 災害危険区域等内において新築(従前住宅(=所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。)の建替えによる住宅の新築を除く。)された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築(従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。)された住宅については、本特例の適用ができないこととする。</p> <p>※「災害危険区域等」とは、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいい、「土砂災害警戒区域等」とは、一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をいう。</p> <p>6. 住宅及びその土地に係る不動産取得税(大綱P77~78) ① 住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置について、床面積要件の下限を40m²以上(現行:50m²以上)とする。 (注) 上記5.②の但し書きが本特例措置にも適用され、また、上記5.③も本特例措置にも適用される(本特例措置は住宅並びにその土地)。 ② 既存住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置についても、床面積の下限要件が同様に見直される。</p>	<p>(注)適用期限は令和10年12月31日までの贈与又は相続等</p> <p>(注)適用期限は令和9年12月31日までの贈与又は相続等</p> <p>大綱P73~74</p> <p>※左記③は令和11年4月1日以後に新築された住宅に係る固定資産税について適用する。</p> <p>※左記①は令和11年4月1日以後に取得された住宅及びその土地に係る不動産取得税につき適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
資産課税	III. その他	<p>1. 相続税等の財産評価の適正化（大綱P82）</p> <p>相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。</p> <p>① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。</p> <p>(注) 上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができるとしている。</p> <p>② 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。</p> <p>(注) 上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参考して求めた金額によって評価することができるとしている。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記①に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）する。</p>	<p>◆資料 P34~49</p> <p>※令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。ただし、左記①は当該改正を通りに定める日までに被相続人等が所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る。）に新築をした家屋には適用しない。</p>
法人課税	<p>I. 準額の見直し 税制上の基</p> <p>II. 「強い経済」の実現に向けた対応</p>	<p>1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（大綱P86、100）</p> <p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を現行の30万円未満から40万円未満に引き上げたうえ、適用期限を3年延長する。なお、対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。</p> <p>1. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設（大綱P86~88）</p> <p>産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のものに限る。）で、特定生産性向上設備等（仮称）（その法人が同法の改正法施行日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するもの（以下「特定機械装置等」という。）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）と、その取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については4%）の税額控除との選択適用ができるとしている。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとする。</p> <p>(注1) 「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>イ. 機械装置…1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの ロ. 工具及び器具備品…1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの ハ. 建物…1の取得価額が1,000万円以上のもの ニ. 建物附属設備及び構築物…1の取得価額が120万円以上のもの ホ. ソフトウェア…1の取得価額が70万円以上のもの</p> <p>◎ ロ及びニのうち建物付属設備については一事業年度における取得価額の合計額が一定額の基準もあり。</p> <p>(注2) 特定生産性向上設備等とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準（抜粋）に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。</p> <p>イ. 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上）であること。 ロ. 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること。 ハ. 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであることなど所定の要件を満たすものであること。</p>	<p>☆所得税についても同様とする。</p> <p>◆別紙 P10 ☆所得税についても同様とする。</p> <p>☆控除限度超過額の繰越控除は一定の確認を受けたものに限り適用できる。</p>

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	II. 「強い経済」の実現に向けた対応（続）	<p>2. 研究開発税制（大綱P88～93） 研究開発税制について、次の見直しを行う。（詳細省略）</p> <p>① 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設 ② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度についての見直し ③ 中小企業技術基盤強化税制についての見直し ④ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度についての見直し ⑤ その他</p> <p>3. 賃上げ税制（大綱P94、97～98） 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度につき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 全法人向けの措置 令和8年3月31日をもって廃止する。</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置 適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。</p> <p>① 原則の税額控除率（10%）が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が現行3%以上を4%以上である場合とする。</p> <p>② 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には15%）を加算する措置とする。</p> <p>③ 教育訓練に係る上乗せ措置は廃止する。</p> <p>(3) 中小企業者向けの措置 教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止する。</p> <p>(4) 地方税の扱い ① 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く。）について、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。</p> <p>イ. 適用対象を、常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人に限ることとする。</p> <p>ロ. 適用要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（現行:3%以上）であることとする。</p> <p>② 税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。</p>	◆別紙P11 ☆所得税についても同様とする。
のための環境整備	IV. 公平かつ円滑な納税	1. 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設（大綱P100～102） 内国法人が関連者（「移転価格税制」における関連者と同様の基準により判定する。）との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととする。	
その他の租税特別措置法等	V.	<p>1. 中小企業投資促進税制（大綱P108） 中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件を、「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」とする。</p> <p>2. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合（大綱P109） 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）における工具及び器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行:30万円以上）に引き上げる。</p> <p>3. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（大綱P110～111） 所定の見直し（抜粋）を行ったうえで適用期限を3年延長する。</p> <p>◎ 長期所有土地建物等から国内土地建物等への買換えにつき、買換資産のうち、建物及び附属設備を特定施設の用に供される建物及び附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに限定する。</p>	◆左記1及び2は所得税についても同様とする。 ☆左記1及び2は前頁「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の改正に伴う改正

税目	内容	細目	適用時期
消費課税	I. 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し	<p>1. 課税対象の見直し（大綱P119）</p> <p>(1) 特定少額資産の譲渡</p> <p>通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産（一の資産の対価の額が1万円（税抜き）以下であるものに限る。）の譲渡（以下、「特定少額資産の譲渡」（仮称）という。）について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とする。</p> <p>（注）簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものを除外する。</p> <p>(2) 特定少額資産販売事業者が行った特定少額資産の譲渡</p> <p>特定少額資産販売事業者（下記2.参照）が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物（※）の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が課税されないための措置を講ずる。</p> <p>※ 所定の事項が課税貨物の輸入申告書等に付記されているものに限る。</p> <p>(3) 特定少額資産の譲渡に係る消費税額の控除</p> <p>事業者（免税事業者を除く。）が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除する。</p> <p>2. 特定少額資産販売事業者登録制度の創設（大綱P120～121）</p> <p>① 特定少額資産販売事業者の登録</p> <p>特定少額資産販売事業者とは、特定少額資産の譲渡を行う事業者（免税事業者を除く。）であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいう。</p> <p>（注）特定国外事業者（事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者をいう。）が上記の登録を受ける場合にあっては、消費税に関する税務代理人があること等を要件に加える。</p> <p>② 特定少額資産販売事業者の登録の取消し</p> <p>特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができる。</p> <p>③ 事業者免税点制度との適用関係</p> <p>上記①の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記②の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は適用しない。</p> <p>3. 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入（大綱P119～120）</p> <p>デジタルプラットフォームを介して行う一定の資産の譲渡のうち、第2種プラットフォーム事業者（仮称）を介してその対価を收受するものについては、当該第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。</p> <p>※一定の資産の譲渡及び第2種プラットフォーム事業者の詳細は省略</p>	◆資料P19
	II. 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し	<p>1. 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（大綱P122～123）</p> <p>① 個人事業者の3割特例</p> <p>個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることとする。</p> <p>② 申告書への付記</p> <p>適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。</p> <p>③ 簡易課税制度選択適用届出書の提出期限の特例</p> <p>上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。</p> <p>（注）現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。</p>	◆資料P20 ☆令和8年までは2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間 末日 までが提出期限

税目	内容	細目	適用時期										
消費課税	II. 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し (続)	<p>2. インボイス登録事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置</p> <p>(1) 控除可能割合</p> <p>適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th><th>控除可能割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年10月1日～令和10年9月30日</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>令和10年10月1日～令和12年9月30日</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>令和12年10月1日～令和13年9月30日</td><td>30%</td></tr> <tr> <td>令和13年10月1日以降</td><td>0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 課税仕入額の上限</p> <p>一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で 1億円（現行：10億円）を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて本経過措置の適用を認めないこととする。</p>	期間	控除可能割合	令和8年10月1日～令和10年9月30日	70%	令和10年10月1日～令和12年9月30日	50%	令和12年10月1日～令和13年9月30日	30%	令和13年10月1日以降	0%	大綱P123 ◆資料P26
期間	控除可能割合												
令和8年10月1日～令和10年9月30日	70%												
令和10年10月1日～令和12年9月30日	50%												
令和12年10月1日～令和13年9月30日	30%												
令和13年10月1日以降	0%												
		◆資料P27 ※令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。											
	III. 自動車関係諸税の見直し	<p>【国税】（大綱P124～128）</p> <p>いわゆる自動車重量税のエコカー減税について、所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>【地方税】（大綱P128）</p> <p>(1) 環境性能割の廃止</p> <p>(2) グリーン化特例の延長</p> <p>(3) 軽油引取税の当分の間税率の廃止</p>	◆資料P22～24 ☆詳細は省略										
	IV. その他	<p>1. 国際観光旅客税の税率引上げ（大綱P128～129）</p> <p>令和8年7月1日以後の出国国際観光旅客税について、税率を出国1回につき3,000円（現行：1,000円）に引き上げる。</p> <p>2. 暗号資産に係る課税関係の見直し（大綱P130）</p> <p>金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>① 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの（現行：支払手段に類するもの）の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。</p> <p>② 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。</p> <p>③ 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とするほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>3. 非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等</p> <p>非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外するほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>※ 令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。ただし、同年3月31日までに締結した契約に日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用しない。</p>	◆資料P32 ※金融商品取引法の改正法施行日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等につき適用										
国際課税		<p>1. グローバル・ミニマム課税への対応（大綱P132）</p> <p>2. 外国子会社合算税制等の見直し（大綱P132～134）</p> <p>3. 外国組合員に対する課税の特例（大綱P134）</p> <p>4. その他（大綱P134～135）</p>	◆資料P50～53 【詳細は省略】										
納税環境整備	I. 国税	<p>1. 国税犯則調査手続の見直し（大綱P137～140）</p> <p>① 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備</p> <p>当該職員は犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、所定の方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（以下、「電磁的記録提供命令」という。）をすることがのこととする。</p>											

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	I. 国税 (続)	<p>② 許可状等の電子化 許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができるとしても、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするほか、記載事項及び処分を受ける者に対する表示等について所要の整備を行う。</p> <p>③ 檢察官への引継手続の整備 イ. 犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行うこととする。 ロ. 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならないこととする。 ハ. 上記ロの記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、その記録媒体は検察官によって押収され又はその電磁的記録は検察官の電磁的記録提供命令により提供されたものとそれぞれみなすこととする。</p> <p>2. 特定電子移転財産権の徴収手続の整備（大綱P140～141）</p> <p>① 特定電子移転財産権の差押え 特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行うこととする。ただし、その方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うこととする。 (注) 特定電子移転財産権とは、第三債務者等がない無体財産権等に係る権利（権利の移転について登記等を要するものを除く。）であって電子情報処理組織を用いて移転するものをいう。</p> <p>② 上記①の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、3年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金とする。</p> <p>③ 滞納者への移管 徴収職員は、特定電子移転財産権の差押えを解除したときは、滞納者の管理に移さなければならないこととする。</p> <p>④ 買受人への移管 税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならないこととする。</p> <p>3. 差押解除手続の整備（大綱P141～142）</p> <p>差押えに係る不動産が売却され、かつ、その不動産の差押えの解除について滞納者から申出があった場合において、次のいずれにも該当するときは、その差押えを解除することができるようとする。</p> <p>① その不動産の売却価額（その売却価額がその申出があった時におけるその不動産の時価に相当するものとして一定の価額を下回る場合にあっては、その一定の価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額の国税の納付があったとき。</p> <p>② 国税の徴収上支障がないと認められるとき。</p> <p>③ 上記の申出をしようとする滞納者は、差押えに係る不動産の名称、数量、性質及び所在並びに差押えに係る不動産の売却価額等を記載した申出書に所定の書類を添付した上で国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならないこととする。</p> <p>4. 給料等の差押禁止額の見直し（大綱P142）</p> <p>給料等の差押禁止額のうち最低生活費に相当する金額について、滞納者の給料等の支給の基礎となった期間1月ごとに10万7千円（現行:10万）とし、滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万8千円（現行:4万5千円）を加算した金額とする。</p>	<p>※令和9年4月1日から施行する。</p> <p>※令和9年4月1日から施行する。</p>
	II. 地方税	1. ダイレクト納付の利便性の向上（大綱P142） eLTAXにより行われる期限内申告と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限当日に行われた場合（その税額が1億円以下である場合に限る。）において法定納期限の翌取引日にその納付又は納入がされたときは法定納期限当日に納付又は納入があったものとみなして延滞金に関する規定を適用する。	※令和10年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続につき適用する

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	II. 地方税（継）	<p>2. 所得税の基礎控除の額の引上げに伴う個人住民税における所要の措置 住宅の取得等をして令和7年12月31日までに居住の用に供した場合の住宅借入金等に係る個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の控除限度額及び都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除の特例控除額について、所得税の基礎控除の額の引上げに伴い、所要の措置を講ずる。また、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額に係る上記の措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p> <p>3. 個人住民税における退職所得の特別徴収票に係る所要の措置 令和8年1月1日以後に支払うべき退職所得に対する個人住民税の退職所得の特別徴収票について、eLTAXによる簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする措置を講ずる。</p> <p>4. 地方税犯則調査手続等の見直し</p> <p>5. 特定電子移転財産権の徴収手続の整備</p> <p>6. 固定資産税の免税点の見直し（大綱P148） 令和9年度以後の固定資産税について、家屋に係る免税点を30万円（現行:20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行:150万円）にそれぞれ引き上げる。</p> <p>5. 不動産取得税の免税点の見直し（大綱P148） 不動産取得税について、土地に係る免税点を16万円（現行:10万円）に、家屋に係る免税点のうち建築に係るものについては1戸につき66万円（現行:23万円）に、その他のものについては1戸につき34万円（現行:12万円）にそれぞれ引き上げる。</p>	大綱P143 大綱P143～144 大綱P144～148
防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	<p>1. 防衛特別所得税（仮称）の創設（大綱P136） (1) 納税義務者 ① 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。 ② 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。 (2) 税額の計算 ① 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。 ② 防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とする。 ③ 基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする。 (3) その他、申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とする。</p> <p>2. 復興特別所得税の改正（大綱P136） (1) 復興特別所得税の税率 現行2.1%を、令和9年分以後の所得税等につき1.1%に引き下げる。 (2) 課税期間 令和29年までの間とする（現行：令和19年）。 (3) その他 令和8年度税制改正後も、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。</p>	◆資料P33
関税		<p>1. 暫定税率等の適用期限の延長等大綱（P149）</p> <p>2. 急増する少額輸入貨物への対応（P149）</p> <p>3. 不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設（P149） 供給国や品目を変えて不当廉売関税の課税を免れる「迂回」品に不当廉売関税と同等の割増関税の課税を可能とする制度を創設する。</p> <p>4. 関税の犯則調査手続の見直し（P149）</p>	

税目	細目
検討事項 (P150)	<p>1. 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2. デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ総合的に検討する。</p> <p>3. 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。</p> <p>4. 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>5. 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>6. 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。</p>

【chat Gptによる要約版】

✓ 1. 個人所得税・控除関連

✗ 基礎控除・給与所得控除の見直し

- 基礎控除（所得税）の引き上げ（合計所得金額 2,350 万円以下の場合、控除額が増額）
- 給与所得控除の最低保障額を引き上げる特例創設（令和 8～9 年分）

✗ 「年収の壁」の引き上げ（熟年層等の税負担調整）

- 所得税の課税開始ポイント（いわゆる“年収の壁”）を引き上げ（160 万円 → 約 178 万円）

✗ 住宅ローン控除・NISA 等の拡充

- 住宅ローン控除の適用条件の緩和・期限延長（省エネ住宅等に対する措置も拡充）
- NISA（少額投資非課税制度）の未成年者の投資枠拡大等の見直し

✗ その他の個人課税見直し

- 暗号資産の課税方法の見直し、ふるさと納税制度の調整など幅広く見直しあり

✓ 2. 法人税・企業向け税制

✗ 大胆な設備投資促進税制の新設

- 特定生産性向上設備等投資促進税制を創設
 - 企業の大型・高度設備投資に対し、即時償却または税額控除（最大 7%など）を選択適用可能に

✗ 研究開発税制の見直し

- 戦略技術関連研究開発への税額支援強化
- 一般的な R&D クレジットも見直し

✗ 賃上げ促進税制・その他制度の見直し

- 大企業向けの賃上げ税制は廃止、中堅・中小企業向けに再構築
- 少額減価償却資産の特例の適用拡大等、企業実務に関わる改正もあり

✓ 3. 国際課税・国際取引関係

- 外国子会社合算税制（CFC ルール）の見直し等、国際税務ルール整備が進む予定
- グローバル最低税率対応その他国際的租税調整も含む

✓ 4. 資産税・相続・贈与

✗ 資産評価や贈与税の見直し

- 教育資金一括贈与の非課税措置を終了
- 貸付用不動産評価の見直しなど資産課税に関する見直し多数

✓ 5. 消費税・その他

- 国境を越えたデジタル取引等に係る消費税の適正化措置（EC 取引など）あり

🔍 背景・全体の狙い

与党の大綱では、

- ✓ 物価高を踏まえた国民への負担調整、
- ✓ 住宅取得・資産形成の支援、
- ✓ 設備投資・研究開発促進による経済の活性化、
- ✓ 国際課税ルールの整備、
- ✓ 資産税・贈与税の見直し、

といった点を軸に税制の調整を進める意図が示されています

- 1. 個人所得税・控除関連
 - ➡ 基礎控除・給与所得控除の見直し
 - ・ 基礎控除（所得税）の引き上げ（合計所得金額 2,350 万円以下の場合、控除額が増額）[アンパサンド税理士法人](#)
 - ・ 紙与所得控除の最低保障額を引き上げる特例創設（令和8～9年分）[財務省](#)
 - ➡ 「年収の壁」の引き上げ（熟年層等の税負担調整）
 - ・ 所得税の課税開始ポイント（いわゆる“年収の壁”）を引き上げ（160万円 → 約178万円）[マネクリ | マネックス証券の投資情報とお金に役立つメディア](#)
 - ➡ 住宅ローン控除・NISA等の拡充
 - ・ 住宅ローン控除の適用条件の緩和・期限延長（省エネ住宅等に対する措置も拡充）[アンパサンド税理士法人](#)
 - ・ NISA（少額投資非課税制度）の未成年者の投資枠拡大等の見直し[財務省](#)
 - ➡ その他の個人課税見直し
 - ・ 暗号資産の課税方法の見直し、ふるさと納税制度の調整など幅広く見直しあり[アンパサンド税理士法人](#)

2. 法人税・企業向け税制

- ➡ 大胆な設備投資促進税制の新設
 - ・ 特定生産性向上設備等投資促進税制を創設
 - 企業の大型・高度設備投資に対し、即時償却または税額控除（最大7%など）を選択適用可能に[EY Japan](#)
- ➡ 研究開発税制の見直し
 - ・ 戦略技術関連研究開発への税額支援強化
 - ・ 一般的なR&Dクレジットも見直し[EY Japan](#)
- ➡ 賃上げ促進税制・その他制度の見直し
 - ・ 大企業向けの賃上げ税制は廃止、中堅・中小企業向けに再構築[EY Japan](#)
 - ・ 少額減価償却資産の特例の適用拡大等、企業実務に関わる改正もあり[EY Japan](#)

3. 國際課税・國際取引関係

- ・ 外国子会社合算税制（CFCルール）の見直し等、国際税務ルール整備が進む予定[EY Japan](#)
- ・ グローバル最低税率対応その他国際的租税調整も含む[EY Japan](#)

4. 資産税・相続・贈与

- ➡ 資産評価や贈与税の見直し
 - ・ 教育資金一括贈与の非課税措置を終了[アンパサンド税理士法人](#)
 - ・ 貸付用不動産評価の見直しなど資産課税に関する見直し多数[アンパサンド税理士法人](#)

5. 消費税・その他

- ・ 国境を越えたデジタル取引等に係る消費税の適正化措置（EC取引など）あり[PwC](#)

背景・全体の狙い

与党の大綱では、

- ✓ 物価高を踏まえた国民への負担調整、
- ✓ 住宅取得・資産形成の支援、
- ✓ 設備投資・研究開発促進による経済の活性化、
- ✓ 國際課税ルールの整備、
- ✓ 資産税・贈与税の見直し、

といった点を軸に税制の調整を進める意図が示されています